

専決処分の承認について（藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2015 年（平成 27 年）5 月 12 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，次の条例を専決処分する。

2015 年（平成 27 年）4 月 16 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成 12 年藤沢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，25380 円とする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定は，平成27年度以後の年度分の保険料について適用し，平成26年度分までの保険料については，なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部が改正され，第1号被保険者の保険料の減額賦課に関する基準が規定されたことに伴い，平成27年度から平成29年度までの保険料率について当該減額賦課を適用することとするため，緊急に藤沢市介護保険条例を改正する必要性が生じ，平成27年4月16日付けで藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。